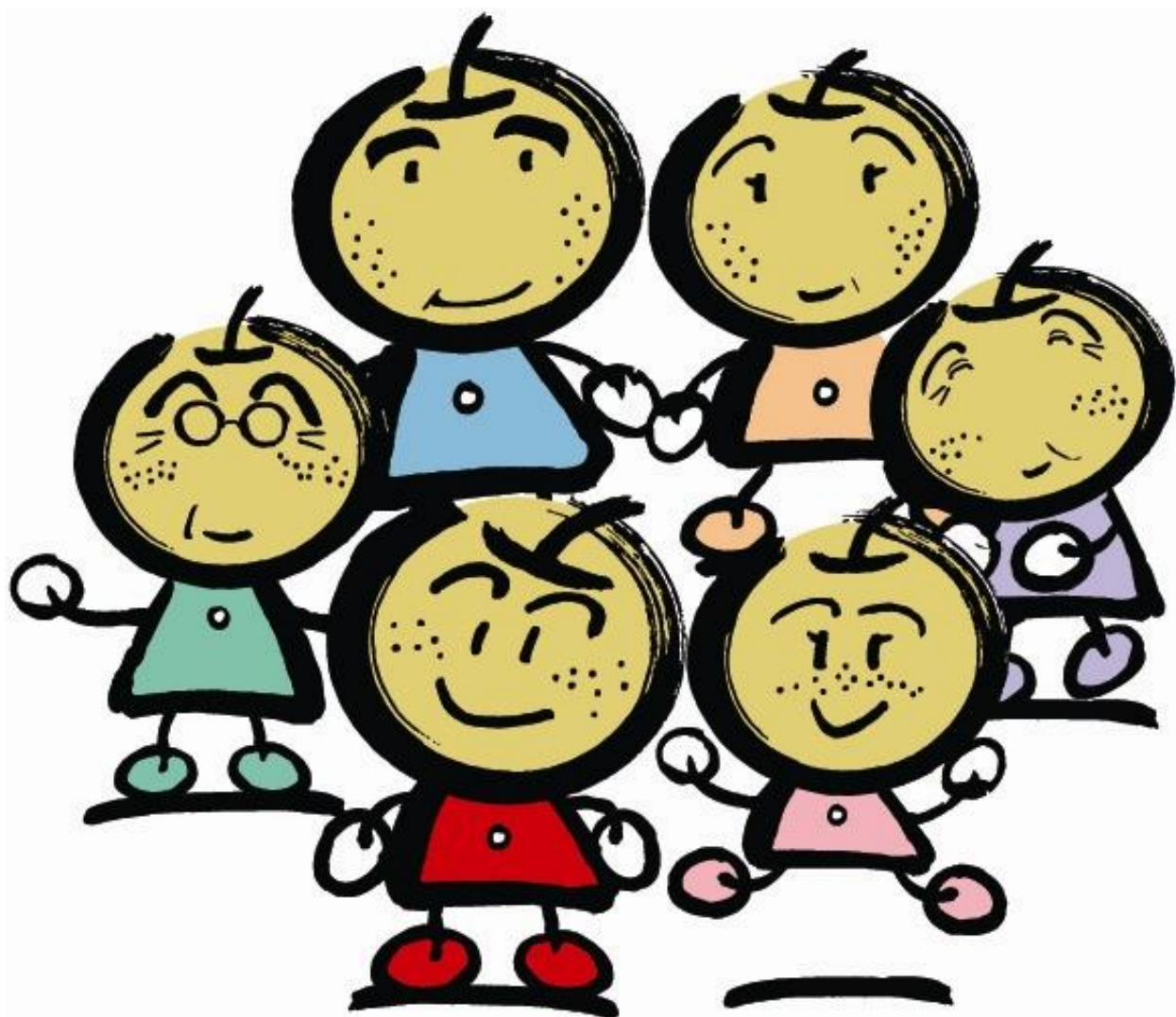


# 自治会設立の手引き



白井市

## 目 次

○自治会とは . . . . .	1
○自治会の役割 . . . . .	1
○自治会と白井市自治連合会 . . . . .	2
○自治会設立の流れ . . . . .	3
○自治会活動の活性化に向けて . . . . .	4
○会長や役員になったら . . . . .	5
○自治会に対する補助金について . . . . .	6
<b>【資料編】</b>	
○市民自治組織設立承認申請書 . . . . .	8
○趣意書(例) . . . . .	9
○規約(例) . . . . .	10

# はじめに

## 自治会とは

自治会とは、地区住民同士が助け合いながら親睦を深め、生活環境の向上や発展を図り、市などと連携・協働してより良い地域社会づくりを進めることを目的に、自主的に結成された住民組織です。

## 自治会の役割

自治会の目的や活動から役割は、大きく次の4つに整理することができます。

### ①生活の場をみんなでよくする活動

みんなで使うゴミ集積場所や公園、道路など自分たちの生活する地域を美しくしたり、使いやすくしたりする活動

- ごみの集積場所の管理、資源物の回収・再利用、環境美化活動
- 集会所の整備、河川、道路清掃

### ②交流の場、ふれあいの場づくりの活動

地域住民同士の交流の場、ふれあいの場をつくるための活動

- 餅つき大会、夏祭り、スポーツ大会、クリスマス会、敬老会

### ③地域課題の解決に向けた活動

防災・防犯や地域福祉など、知恵を出し合い協力し合って対処するための活動

- 防犯パトロール、防犯灯の維持管理などの防犯活動
- 自主防災組織などの防災活動

### ④行政などとの協働による活動

白井市は、行政と自治会が情報を共有し、協働しながら各種事業を展開しています。

- 回覧配付、防災・防犯活動、地区社会福祉協議会などの活動

## 自治会と白井市自治連合会

白井市には、平成25年10月末現在、93の自治会があります。そしてこれらのすべての自治会により組織されている「白井市自治連合会」があり、自治会等の代表者により運営されています。

白井市自治連合会は、各地区相互の連絡協調と親睦を図り、共通の問題を研修協議し、住民意識の高揚と、地域社会の発展を図ることを目的とした組織です。

白井市自治連合会では、各自治会の課題など情報を共有しつつ、自治会活動の活性化や行政と協働して地域づくりやまちづくりに取り組んでいます。

また、市は現在小学校区単位のまちづくりを推進しており、白井市自治連合会は、小学校区ごとに支部を作り、それぞれ独自の活動を行っています。

では、自治会を設立したり、ご自身が加入することで、どのようなメリット・デメリットがあるのでしょうか。それぞれいくつか挙げてみたいと思います。

### <メリット>

- 住民同士の交流の場ができ、親睦を深めることができる。
- 災害などの有事の際の助け合いや情報交換ができる。
- 自治会対象の交付金や各種補助金が受けられるようになる。
- 市からのお知らせや地元の情報を、自治会を通じて簡単に手に入れることができる。
- 市政に対し、自治会を通して住民の声を伝える機会が増える。

### <デメリット>

- 会費を払わなければならない。
- 役員を務めなければならない。
- 自治会として、自治連合会の小学校区ごとの支部に所属しなければならない。

# 自治会設立の流れ

自治会を新たに設立するまでには、次のような手順が必要です。ただし、これは例示であり、必ずしもこの通りにしなければいけないわけではなく、地域の実情に応じて変更してください。

## 1. 設立準備会を設ける

↓  
自治会を設立するには、まず近所の方に声をかけ、一緒に設立の準備をしてくれる有志を数名集めます。その方々を中心に話し合いを行い、自治会の設立に必要な手続きを進めていきます。

## 2. 自治会の範囲を確定する

↓  
準備会が立ちあがったら、次に自治会の範囲を確定させます。自治会の多くは、丁目や集合住宅、新しく開発された区域等でわかりやすい区分けを行っています。

## 3. 趣意書を作成する (P.9 参照)

↓  
趣意書とは、自治会を設立しようとしている経緯や設立の目的・目指すものについて記載した文書のことです。地域の皆さんの理解や協力を得るための書類です。

## 4. 規約案を作成する (P.10～11 参照)

↓  
自治会の適正な運営に欠かすことのできないものに規約があります。規約は自治会運営・活動の基本となる大切なものなので、会員の意見を十分に聴き、その地域の実情にあった内容を定めることが重要です。規約では、自治会の名称や活動目的、事務所の所在地、役員の数、年会費等を定めます。

## 5. 事業計画・予算案を作成する

↓  
自治会を設立しても、事業の計画やそれを実施するための予算案がなければ活動を行うことができません。自治会を設立する前に、1 ページの自治会の役割等を参考に話し合いを行い、事業計画案と予算案を作成しましょう。

## 6. 地域住民の同意を得る

↓  
趣意書や規約案、事業計画・予算案等を添付して、地域の皆さんに自治会の加入申込書を配布します。申込書が提出されたら、それをもとに会員名簿を作成します。また、区域内の世帯に対して説明会を行ってもよいでしょう。

## 7. 設立総会を開催する

↓  
議案の審議、決定によって、自治会は正式に設立します。会議の開催にあたって、会議の次第や全体の司会進行役を決め、議長の選出方法、議案の説明、議決の方法等の会議運営の細部を打合せ、役員選出(案)や議案書(案)等も作成します。

また、会議の議案書や議事録は、欠席された会員への報告のほか、市への設立承認申請の際にも必要となりますので、必ず作成してください。

## 8. 市に自治会の設立申請を行う (P.8 参照)

別添の「白井市市民自治組織設立承認申請書」に自治会の名称、会員世帯数、班数を記載のうえ、自治会規約、設立総会の議事録及び会員名簿を添付し、市民活動支援課まで提出してください。

## 自治会活動の活性化に向けて

### ①ひとづくり

自治会活動を推進するためのポイントは、人づくりが基本です。若い人から熟年者まで、女性を含め広く人材を活用し、企画・運営にあたるシステムが必要です。また、会長などの役員任期は、円滑な運営を図るうえで2年以上が望ましいと考えます。

### ②民主的な運営

多くの人々が、自治会活動に参加する状況を目指すためには、できるだけ多くの人々の意見を聴き、役割を持っていただくことが重要です。また、自治会運営に当たっては、規約などルールに基づき、民主的な運営が必要です。

### ③活動のPR

自治会の活動が始まったら活動の取り組み、成果を広く周知し、自治会を住民から理解していただくことが大切です。このため、会報等、地域住民同士の情報共有するためのツールを作成する必要があります。

### ④時代のニーズに応じた改革

夏祭りやスポーツ大会などの交流事業など、コミュニティを形成する活動は、地域ごとのやり方や伝統がありますが、その活動に対し、負担を感じる人や、大切に楽しいと感じている人もいるなど価値観に違いがあります。

自治会の運営については、長い歴史の中で築かれた慣習や仕組み、人間関係もあり、なかなか難しいところですが、会員にとって加入することの必要性が実感でき、誰もが安心して参加できる組織とすることが重要です。

また、価値観の多様化や時代の変化に対応した自治会となるよう自ら改革していく必要があります。

### ⑤市民団体等との連携・協働

防災・防犯など複雑化・広域化している地域課題について、対処するため、市民団体や関係機関と協力することで大きな力が生まれます。自治会、市民団体、関係機関などが、それぞれの足りないところを補完し、連携・協働し、住み良い安全な地域づくりを進めていく必要があります。

## 会長や役員になったら

自治会を作る際に、会長や会計等の役員を選出しますが、いざ会長や役員になった際、何をすればよいかわからない場合もあるかと思います。

そこで、参考として1年間の事業や会議準備の進め方などの例を紹介します。

### ①役員会

アからエなどの事項を総会議案として提出するため、役員会で審議します。なお、総会での付議事項について、あらかじめ規約等で定めている自治会もあります。

ア：前年度の事業報告・決算について

イ：新年度の事業計画(案)・予算(案)について

ウ：役員の選任について

エ：その他(規約の改正等)など

### ②総会の事前準備

司会、議長、事業報告・計画、予算・決算、監査報告の説明者、書記など、議事進行の役割分担を事前に決めておきます。

### ③監査

会計業務全般について、監査を受けます。

### ④総会資料の配布

総会資料は事前に全会員に配布します。事前に総会についての内容をまとめる、書記等の役割分担を設定しておくといいでしょう。

### ⑤総会

役員会で決定した新年度の事業計画(案)や予算(案)、その他重要事項について、地区住民全員で審議し、決定します。また、前年度の事業及び監査により承認を受けた前年度決算について報告を行います。

総会終了後は、議事録を作成し欠席者に配布するなど、情報公開に努めましょう。

### ⑥各種事業の実施

役員会を開催し、各事業の日程や内容を検討します。過去の検討事項などを踏まえて検討し、問題点を整理しながら準備にあたりましょう。

※実際に行う事業は1ページの自治会の役割などを参考に、地域の特色に合わせた事業を実施しましょう。

## 自治会に対する補助金等について

### ① 自治組織活動補助金

市では、自治会の健全な育成を図ることを目的として、自治会が実施する活動に要した経費の一部を自治会に対して補助しています。

補助金は、自治会の活動費として、自治会等に対して支払われるもので、自治会等長としての個人的な報酬ではありません。

補助金は必ず自治会等の銀行口座に繰り入れ、定例総会などで市民自治組織活動補助金として、市から収入があったことを会員の皆さんに必ず報告してください。

### ● 補助対象経費：自治会が実施する活動に要する経費

ただし、次の経費は補助対象外とする。

- ① 定期総会に係る経費
- ② 反省会等に係る懇親会費
- ③ 人件費及び賃金
- ④ 交際費及び慶弔費
- ⑤ 会員に対する報酬、謝礼等
- ⑥ 別に補助を受けている団体に対する補助金等
- ⑦ 他の制度により市からの補助等の収入がある経費
- ⑧ 政治・宗教活動に係る経費
- ⑨ その他市長が自己資金で支出することが適当と認める経費

☆自治会設立に係る経費は対象となりません。

### ● 補助金額・限度額

〈上限額〉 4月1日現在の会員世帯数×850円

※市民自治組織会員数報告書に記載した4月1日現在の会員数です。

年度途中に会員数が増減した場合であっても変更はありません。

※年度途中で自治会を設立した場合は、自治会設立日の会員世帯数を補助金算出の基準とします。

※年度途中で自治会を設立した場合、設立の日の翌月からの月数により月割で算出します。

【例】 100世帯の自治会を9月5日に設立した場合

$100 \text{世帯} \times 850 \text{円} \times 6 / 12 = 42,500 \text{円}$



## ②行政連絡業務交付金

市政の円滑な推進と住民福祉の向上を図ることを目的として、次の連絡業務を自治会にお願いしています。

### ●連絡業務

- ①配布・回覧物等の配布、回覧、掲示
- ②簡易な調査や報告の協力
- ③その他

各種補助金等の申請等、自治組織と市との連絡調整、その他市政発展、自治組織の活性化等住民福祉の向上に必要なこと。

### ●交付金額算出世帯数

①この世帯数は、自治会等の加入世帯数でなく、配布・回覧を行っている、または行うことが決定している世帯数です。（自治会等未加入世帯の配布・回覧を行っている、又は行うことが決定していれば算出世帯数に含めます。）

②前項の世帯数の報告は、市から3月上旬に自治会等に報告を求めます。

※交付金は、毎年4月1日、連絡業務を行うことが可能な世帯数を基準とします。以降の増減は対象としません。

※年度途中で自治会を設立した場合、自治会設立日の配布・回覧世帯数を交付金額算出の基準とします。

※年度途中で自治会を設立した場合、設立の日の翌月からの月数により月割で算出します。

### 交付金算出式

【例1】34世帯の場合

15,000円（基本割）＋ 34（世帯数）×100円（世帯割）＝18,400円

【例2】1,250世帯の場合

15,000円（基本割）＋1,250（世帯数）×100円（世帯割）＝140,000円

【例3】34世帯の自治会を9月5日に設立した場合

18,400円×6/12＝9,200円

【例4】1,250世帯の自治会を9月5日に設立した場合

140,000円×6/12＝60,000円

# 資料編

- 市民自治組織設立承認申請書 . . . 8
- 趣意書（例）（任意書式） . . . . . 9
- 自治会規約（例） . . . . . 10

別記第1号様式（第3条関係）

白井市市民自治組織設立承認申請書

平成 年 月 日

（あて先）白井市長

住 所  
氏 名  
電話番号

白井市市民自治組織活動補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり市民自治組織を設立したいので申請します。

記

1. 市民自治組織名称
2. 会員世帯数
3. 班数
4. 添付書類

自治会規約  
設立総会議案書・議事録  
会員名簿

〈例〉

平成 年 月 日

●●自治会設立趣意書

様

平成●年●月●日に入居が始まってから●ヶ月がたちました。各家庭におかれましては、新しい生活環境での充実した日々を送られていることと思います。

一方で、盗難や不法駐車、子供に対するいたずら、不審者の出現など地域内での様々な問題も発生してまいりました。

そのような中、地域住民の親睦を深め、より住みよく楽しい生活環境を築くため、「自治会があればいいのになあ」という声も聞こえるようになりしました。

特に大災害発生時など、いざというときにはご近所同士の協力が不可欠です。

各家庭だけで解決できない問題に自治会で取り組み、より住みよく安全で安心なまちづくりをするために、地域にすむ各家庭が協力し合う必要があるのではないのでしょうか。

このたび、幸いなことに自治会発足へと有志の方々に集まっていただき、準備委員会を設立することができました。

これまでに、何度も会合を持ち、活動内容や運営方法などについて検討を重ねてまいりました結果、会則案を別紙のとおりまとめることができましたので、皆様方にご覧いただくとともに、ご意見をいただきたいと考えております。

今後、当委員会は自治会設立総会への開催へ向けて準備を進めてまいりたいと考えております。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

●●自治会設立準備委員会

代 表

連絡先

## <例>

### 〇〇自治会規約

(名称)

第1条 本会は、〇〇自治会と称する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の連帯と親睦を深め、生活環境の充実及び社会福祉の増進に寄与し、住み良いまちづくりを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、〇〇自治会区域内に居住する住民をもって組織する。

(事務所)

第4条 本会の事務局は、会長の自宅に置く。

(事業内容)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡に関する事。
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備に関する事。
- (3) 防犯、防火及び防災に関する事。
- (4) 福祉の向上、健康増進に関する事。
- (5) 祭事に関する事。
- (6) 集会施設の維持管理に関する事。
- (7) その他会の目的達成に関する事。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名
- (5) 班長 17名

(役員を選任)

第6条 役員は、総会で互選により選出する。

- 2 監事は役員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会議を招集、その会務を統括する。

- (1) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (2) 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (3) 監事は、本会の会計及び資産の状況を監査する。
- (4) 班長は、各地区における会議の総務を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(1) 総会は年1回とし、会長が召集する。なお、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(2) 役員会は第5条の役員をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

(総会の議決事項)

第10条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 予算、決算に関すること

(2) 事業に関すること

(3) 規約に関すること

(4) 会費に関すること

(5) 役員選出に関すること

(6) その他、会の重要事項に関すること

(役員会)

第11条 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に関すること

(2) 重要な会務の執行に関すること

(3) その他必要と認めたこと

(会計)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終る。

(2) 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第13条 本会の会費は、1世帯年額2千円とし、年度当初に納付する。

(慶弔・傷病見舞い)

第14条 慶弔と傷病見舞いについては、必要に応じて正副会長が協議し、支出することができる。ただし、その結果を次回の役員会で報告しなければならない。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。